

平成23年1月4日

最高裁長官、竹崎博充殿

TEL 03-3264-8111

FAX 03-3264-5691

細川厚生労働大臣殿

保険局保険課、国保課

損保犯罪被害者の会

<http://www.y-moto.net>

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

@国策健康保険詐欺制度、第三者受傷被害者の訴訟詐欺賠償踏み倒しを、司法犯罪領域で証拠を持って公式糾弾します、インターネットへの証拠掲載で、世界公開致します。インターネットの威力は、真実をそのまま掲載して世界中の人に判断させられる事です

1、今インターネットは、大マスコミ「国家権力に媚び諂い、国家権力が絶対正義、神に等しい、間違いや非合法、犯罪等絶対行い、犯さない存在と、加工されたプロパガンダを垂れ流して四大権力の一角として、権力の甘い蜜を吸って来た仕組みに、真実の世界公開と言う武器を持って立ち向かえる位置まで来ています」権力が情報を一手に握り、加工した情報しか流されないの、権力犯罪制度が崩壊しない、この仕組みが真実の公開を誰でも果たせる時代が来て崩れ去っているのです。

2、さて、当会では近い内に「各種司法犯罪、警察犯罪事実証拠を、交通事故人身賠償司法、警察犯罪制度の黒い仕組みを暴き、証明する資料をネット証拠に掲載致します、内訳はこう言う組み立てです」

(1)交通事故人身受傷被害者相手の賠償の権利潰し方法、訴訟資料を複数掲載して「札幌地裁平成18年(ワ)第748号債務不存在確認訴訟事件、訴状、判決文原告交通事故加害者山田千鶴子、被告山本」この事件では、この債務不存在確認訴訟だけで、訴訟額430万円余り、印紙費用27,000円にて、この印紙費用を被告の私に判決で背負わせて”一千万円以上に上る交通事故損害賠償争いが行われ、結審しています。民事訴訟は被告に立証責任が有る、原告には無いとした判決でした「訴訟額に見合った印紙納付は不要、原告に立証責任無しとの訴訟証拠です」

(2)次が町田市が提起した訴訟です「東京地裁平成22年(ワ)第14358号損害賠償等請求事件」この訴訟に対して、被告あいおい損保顧問弁護士が出した答弁書には「民事訴訟に置ける立証責任は、原告の町田市にある、交通事故受傷にて、国保から医

療費を給付した事を証明せよ、と記載され、東京地裁民事27部裁判官も、これを押し通させるべく訴訟指揮を行っているようです」この二つの訴訟資料で証明される事実は「法律等どうでも良い、司法権力は場当たりで訴訟を詐欺犯罪達成に用いて通している」この真実です。

3、所で「別紙資料ですが、昨年、刑事裁判が開かれた”自殺未遂の場合、健康保険給付は不可に付き一ヶ月500万円の医療費を、自殺未遂で植物状態となった患者の身内に支払えと要求され、ご母堂がこの患者、息子さんを刺し殺した事件の係累資料です”」この事件扱いで「警察、司法権力、役人は、医学、医師法、健康保険法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、一般常識のどれも知らない集団だと、はっきり理解出来ます”

別紙昨年4月26日付私が厚生労働省他に送った文書に、自殺を証明する確たる法による根拠は存在せず、自殺の場合は心神耗弱に付き当事者責任を問う事は出来ないの、健康保険の給付制限行為は違法である”これを列記した文書を出しています」この文書等を送った事で、厚生労働省は即座に、別紙通知を発行し、自殺の場合も健康保険給付出来ると全国に通知しました。

4、この複数の資料で「司法権力の組織犯罪集団としての犯罪行為が証明されています”第三者行為傷害だとの確たる証明を、患者、保険者に果たせ、さもなくば、第三者行為傷害とは認められないのでしょう、そして自殺未遂にても健康保険は使用出来るし、自殺との法的証明は無いのですよ。この自殺未遂患者には健康保険給付は不可、自由診療で医療費を支払え、との扱いと、その結果による殺人事件は、医療機関と保険者が教唆犯ですよね、何故医者、保険者、警察、検察、弁護士、裁判官、裁判員は違法を働いた責任を取らないのですか”」答えるべきでしょう司法が訴訟犯罪、詐欺に明け暮れている事実に対して答えて、法を持って責任を取るべきです。

5、他にも「交通事故が小さいければ、怪我も小さい事にしたので、損保はこの診断基準他を通すべく、捜査権限を与えるから、被害者、医療機関相手の捜査をせよ、警察庁通達」「この通達を受けての、実況見分調書の事象事実を思いっきり軽かったように捏造した、刑事記録」「訴訟資料をネット掲載した事が名誉毀損犯罪に該当する、刑事告訴すると記載された弁護士文書と経緯他も掲載します」「詐欺債務不存在確認訴訟を起こし、被害者に反訴させ、判決で債務不存在訴訟は不合法なので却下、反訴事件のみ判決を下す、とした、訴訟詐欺制度証拠判決文も掲載します」

6、今のネット時代では「ここまで愚劣な司法犯罪シリーズは、確実に犯罪とはっきり証明されるのです、法律のありかから全く理解出来ない、場当たり訴訟詐欺、司法犯罪ですからね」

平成22年4月26日

長妻昭厚生労働大臣殿
保険局保険課、国保課
都道府県国保監督部署課長、主幹
各市国保年金課、課長
公的医療機関

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

④法律は上下を正しく理解して、実際の自殺の処理を正しく知って、千葉県の自殺未遂患者身内の悲劇の再発防止を図りましょう、自殺は通常刑事罰は除外されます、心神耗弱、精神の病ですから、自殺の理由は

1、千葉県在住の方の自殺未遂で、この方が被保険者となっている健康保険から、健康保険適用拒絶通告により、高額な自己負担医療費により、一瞬で家計が破綻すること必至につき、患者のお母様が自分の植物状態の子供を刺殺した事件は「正しく法律の適用と実際の事件扱いを熟知し、健康保険給付を行っていれば起きなかった殺人事件です」

；この患者さんが被保険者であった健康保険組合は、次の健康保険法条文だけを絶対と扱った訳でしょう。

④健康保険法第60条、給付の制限

；被保険者又は被保険者たりし者自己の故意の犯罪行為に因り又は故意に事故を生じせしめたる時は保険給付をなさず

2、しかし「自殺、自殺未遂の場合は、第三者を巻き込んでの自殺なら、ガス爆発等に第三者を巻き込む等は別ですが、自分自身だけを死傷させた場合は、心神耗弱と見なされて刑事事件扱いは通常されず処理されています、傷害致死傷罪の適用は除外されます」一方「交通事故で自分だけに大きな怪我を負わせてしまった場合、自分自身への加害行為者として、刑事罰則が適用される事も有ります、危険運転過失致死傷罪の適用がなされてです」

；つまり「故意に事故を生じさせて自らを死傷させたとは扱われないのですよ、当事者は心神耗弱で責任能力は喪失していたと見なされてです」

3、私は過去に、仕事の手伝いをして頂いていた母子家庭のお母さんに仕事を少し手伝って貰いました、この女性はその後三階自殺未遂を図り、私と施主さんで（施工住宅の隣に居た女性なので）その都度白石の総合病院に担ぎ込ませましたが、三回とも警察扱いにはなりませんでしたし、公費で医療費給付されましたよ。

；この女性はその後、自殺に見せ掛けて殺されました、警察はお盆の最中の自殺と見なした死亡案件だったので事件性無しとして、即座に遺体を茶毘に付させましたが、遺族から「他殺の疑いが濃いと、調査を委任され、この女性が付き合っていた男性を問い詰めて、死亡時直前まで一緒に家に居た事実等を自白させて、白石警察署刑事課を訪問し、他殺であろう、死体の状況もそれを証明している、自白もそれなりに取って来た、いい加減極まる捜査だ、と追求しました」他殺の根拠の一部を書きます。

刑事一死体は語ると言っただけ、明らかな自殺だ、彼女は膝立ちで二段ベッドの上にバスマットの紐を掛けて自殺したんだよ

山本一自殺であれば、何故両方の手が三十度程度上に上がっていたのか、あの死体の状態は、広い紐で首を締められて、一瞬で落とされて仮死状態課死亡した彼女をおぶって運んで来た間に体が硬直して、手が前に下がった状態でしょう

刑事一死後硬直で手が上に上がったんだよ、死亡時には下にさがって体の両脇に有った手が上がったんだよ

山本一そうであるならば”死体の両方の手の先は彼女の死体のように指の爪側が全部前を向いていないでしょう、あの状態は、人体工学に沿って、死後硬直する前に担がれたから、前に手が下がって固まった状態ですよ、人の手は、体の横に下ろせば体と掌は平行になり、手を上げれば掌は指全部を外側に向けるように出来ているんですよ”自殺後死後硬直で上がった手ならば、掌は体と平行に固まっていますよ

；この追求を受けた刑事達は真っ青になり、逆上に走り、翌日死体の写真は一枚を除いて全て、偶然ネガ毎無くなったと言われました、知人を通して警察官複数にこの事件を聞いて貰っていましたが、数日後、緘口令が道警に敷かれました、このように自殺と他殺では扱いが全く異なっているんですよ、自殺は事件性無しです。

4、東京都庁国保課、小樽市国保年金課は”健康保険法第60条を準用して自殺の場合、健康保険は給付制限とします、と答えています”医療機関でも札幌の大学病院付属で同じ

答えでした。

；旭川市国保年金課、大学病院、市立病院は、自殺の場合は心神耗弱と扱い、給付制限は行いません、最初に精神疾患扱いを行いますので、自殺は、当事者の責任能力は問えませんから、正常では無いから自殺に走ったのですから。

；道立病院管理率、札幌市立病院は”基本的に自殺の場合は、給付制限は行いません、当事者責任能力が喪失された状態だとしますので”

5、法律の扱いを行うに当たっての、法律と医学敵分類、実際の刑法適用の可否等全く理解出来ていないのですよね、実践知識も無いですし、ロシアンルーレット状態でしょうこれでは、千葉の悲劇を繰り返さないように、厚生労働省が即刻正しい規準を発するよう求めます「法律等全く守りもしていない、違法健康保険給付に走り捲くっている保険者が弱者を更に家族毎追い込む事を恥ずるべきでしょう」

6、自動車事故対策機構は、交通事故受傷患者で植物状態の重症患者を、一年程度で症状固定とさせて、一般受傷扱いに切り替えさせて、各種公金詐偽で治療費も生活費も給付させて居るでしょう、国策犯罪でしょう、加害者、損保、共済の賠償責任を逃れさせる犯罪国策制度を実行していますよね、自殺者を追い込めるような国家権力でしょうか。

自殺図り意識不明の長男刺殺、母親に猶予判決

裁判員

東京都内の病院で昨年7月、自殺を図って意識不明のまま入院していた長男（当時40歳）を刺殺したとして殺人罪に問われた千葉県我孫子市、無職和田京子被告（67）の裁判員裁判の判決が22日、東京地裁であった。

山口裕之裁判長は「短絡的な面はあった」としながら、「息子の自殺未遂という衝撃的な事実直面し、精神的に追い込まれていく中で冷静な判断力を欠いたまま犯行に至っており、同情の余地が大きい」と述べ、懲役3年、執行猶予5年（求刑・懲役5年）を言い渡した。

山口裁判長は判決理由を朗読した後、証言台の前に立つ和田被告に「皆で思い悩んで決めた結論です。しかし、決して人を殺すことで事態を打開することを是認するものではありません。これが裁判員を含めた全員の思いです」と諭すように語りかけた。

うつむいたまま聞き入っていた和田被告は、最後に「ありがとうございました」と述べ、裁判官と裁判員が座る壇上に深々と一礼した後、何度もハンカチで目頭を押さえた。そして、証言台の右側の弁護人席に歩み寄り、「これから頑張ります」などと話し、また泣き崩れた。

判決によると、長男の正人さんは昨年7月15日、勤務先で自殺を図り、意識不明で病院に搬送された。健康保険組合から自殺の場合は保険の対象外になると告げられ、同月末までの医療費は約500万円に上ることが判明。

和田被告は、正人さんの妻が医師に「私が呼吸器を外します」と言っていて泣き崩れたと聞き、同月25日、長男一家を苦しませたくないとの思いから、病室のベッドに横たわる正人さんの左胸を出刃包丁で刺し、殺害した。

(2010年4月23日01時55分 読売新聞)

381 7077 山本

F A X 送信票

5月25日(木)

枚数(本票を除く)

3

枚

<宛名>

山本 弘明 様

<TEL>

<FAX>

011-784-5504

<備考>

ご依頼のありました5/21発出の通知に
つきまして、FAXいたします。ご確認下さい。

<発信者>

厚生労働省 保険局 国民健康保険課

企画法令係

<TEL> 03 (5253) 1111 内線

3258

<FAX> 03 (3504) 1210

保保発0521第1号
保国発0521第2号
保高発0521第1号
平成22年5月21日

健康保険組合理事長
全国健康保険協会理事長
都道府県国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長

殿

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省保険局高齢者医療課長

自殺未遂による傷病に係る保険給付等について

健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)では、故意に給付事由を生じさせた場合は、その給付事由についての保険給付等を行わないことと規定していますが、自殺未遂による傷病について、その傷病の発生が精神疾患等に起因するものと認められる場合は、「故意」に給付事由を生じさせたことに当たらず、保険給付等の対象としております。

今般、この取扱いについて改めて周知しますので、適切に対応していただくとともに、都道府県国民健康保険主管課(部)におかれましては、管内の保険者等に対して、都道府県後期高齢者医療主管課(部)におかれましては、管内の市町村後期高齢者医療主管課(部)に対して、周知をお願いいたします。

(参考)

「法第六十条ノ適用範囲ニ関スル件(昭和13年2月10日社庶第131号)」

(参考)

法第六十条ノ適用範囲ニ関スル件

〔昭和十三年二月一〇日社庶第一三一号
滋賀県知事あて保険院社会保険局長通知〕

昭和十三年一月二十八日付健給第二四二号ヲ以テ伺出相成候標記ノ件
右ハ精神異常ニ依リ自殺ヲ企テタルモノト認ムル場合ニ於テハ法第六十
条ニ所謂故意ニ該当セス從テ保険給付ハ為スヘキモノニ有之

健康保険法第六十条ノ適用範囲ニ関スル件

〔昭和十三年一月二八日健給第二四二号
保険院社会保険局長あて滋賀県知事照会〕

被保険者旧臘某日午後一時頃自転車ニテ市内疾走中舉動不審者トシテ
警察官ノ取調ヲ受ケタルモ何等容疑ノ点ナク釈放サレタルニ矢庭ニ逃走
シ附近ノ自動車修繕工場床下ニ逃込ミ鑄物用破片ニテ前頭部ニ傷付ケ横
舌骨下端甲状軟骨上部ニ於テ皮膚並頸部諸筋ヲ約一六センチノ長サニ切
リ深サ気管ハ全部開放食道ノ一部ヲ損傷出血甚タシク直チニ日赤滋賀支
部病院ニ収容サレ入院承認ヲ申請シ来リタルヲ以テ所轄署ニ付テ実情調
査候処直接原因ト認メラルヘキ事由ナク平常小心者ナルヲ以テ発作的精
神異常ニ依リ自殺ヲ企テタルモノト認ムル旨回答有之如斯場合ニ於テハ
法第六十条ニ所謂故意ニ事故ヲ生セシメタルモノニシテ保険給付ハ為ス
ヘカラサルモノトシテ処置可然モノト思料致候得共事案少シク異例ニ属
シ且ツ昭和二年十一月十二日保理第三六九二号東京モスリン紡績株式会
社宛回答ノ次第モ有之聊カ疑義相生シ候条何分ノ御指示相煩度此段及伺
候也

(別紙参照)

保険給付ニ関スル件

〔昭和二年一〇月二〇日社会局
保険部長あて東京モスリン紡績
株式会社労務課照会〕

拝啓 御繁忙中甚タ恐縮ニ有之候ヘトモ左記ノ件ニ関シ何分ノ御回答ニ
与リ度及御依頼候

- 一 健康保険法第六十条ニ「被保険者又ハ被保険者タリシ者自己ノ故意ノ
犯罪行為ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生セシメタルトキハ保険給付ヲ為サ
ス」ト有之候処過般貴部通達ニヨルトキハ自殺ニ対シテハ保険給付ヲ為
ササル旨承知仕リ候処該趣旨ハ右条文中「故意ニ事故ヲ生セシメタル
云々」ノ法理的解釈ニ基クモノニ有之候哉故意ニ結果ヲ認識スルテフ意
ニ考フルトキハ精神病其ノ他ノ為必スシモ其ノ動機原因ニ就テハ故意ナ
ラスシテ自殺ノ結果ヲ生スル場合モ有之候察セラレ候

(以下省略)

保険給付ニ関スル件

昭和二年十一月一二日保理
第三六九二号ノ内東京モスリン
紡績株式会社勞務課あて社会局
保険部長通知

昭和三年十月二十日付御問合ノ件右ハ行為(結果ヲ含ム)ニ対スル認識
能力ナキ者ニ就テハ「故意」ノ問題ヲ生セス從テ斯ル者ノ自殺ノ場合ハ
故意ニ事故ヲ生セシメタルモノト謂フヲ得サルモノトス

自殺未遂でも健康保険適用 厚労省、精神疾患の場合

厚生労働省は11日、自殺未遂をした人が医療を受けた際の健康保険適用について、精神疾患がある場合には保険適用を認めるよう、大企業の健康保険組合や市町村の国民健康保険などに通知することを決めた。

健康保険法は、原則として故意の負傷の場合には保険給付を認めていないが、厚労省は精神疾患による自殺未遂は例外とする解釈を過去にも示している。ただ、「自殺未遂の場合は一切、保険は適用されない」と誤解している健保組合などもあることから、あらためて周知することにした。

この問題をめぐっては、昨年7月、東京都内で自殺を図り意識不明となった長男＝当時(40)＝の治療費に保険が適用されず、負担を苦しめた母親(67)が長男を刺殺する事件があった。

2010/05/11 19:01 【共同通信】

 この記事につがやく

 トップページへ